⑨　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第２条第１項第１号に規定する位置情報をいう。以下同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下同じ。）（⑪の行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

⑩　その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下同じ。）（⑪の行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

⑪　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

被害者への接近禁止命令が発令されている状況であるにもかかわらず、被害者に対し、一定の電話等が行われる場合には、「戻らないといつまでも嫌がらせをされるのではないか」、「もっと怖い目に遭わされるのではないか」などといった恐怖心等から、被害者が配偶者の元へ戻らざるを得なくなったり、要求に応じて接触せざるを得なくなったりして、被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険性が高まり、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成19年改正により、被害者への電話等禁止命令が設けられたものである。また、令和５年改正により、上記④、⑤、⑧及び⑨の行為並びに⑪の位置情報記録・送信装置に係る行為について、令和７年改正により、上記⑩の行為及び⑪の位置特定用識別情報送信装置に係る行為について、拡充が行われている。

⑵　［略］

⑶　位置情報の無承諾取得（⑴⑨から⑪まで）に係る政令の内容

①　［略］

②　政令で定める行為（⑴⑪関係）

「その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為」は、施行令第３条において、

ア　その所持する物に位置情報記録・送信装置等を差し入れること

イ　位置情報記録・送信装置等を差し入れた物を交付すること

ウ　その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第９号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の２に規定する自転車、同項第11号の３に規定する移動用小型車、同項第11号の４に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第１条第１号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置等を取り付け、又は差し入れることとされている。

⑨　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第２条第１項第１号に規定する位置情報をいう。以下同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下同じ。）（⑩の行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

［加える。］

⑩　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

被害者への接近禁止命令が発令されている状況であるにもかかわらず、被害者に対し、一定の電話等が行われる場合には、「戻らないといつまでも嫌がらせをされるのではないか」、「もっと怖い目に遭わされるのではないか」などといった恐怖心等から、被害者が配偶者の元へ戻らざるを得なくなったり、要求に応じて接触せざるを得なくなったりして、被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険性が高まり、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成19年改正により、被害者への電話等禁止命令が設けられたものである。また、令和５年改正により、上記④、⑤、⑧、⑨、⑩の行為について、拡充が行われている。

⑵　［同左］

⑶　位置情報の無承諾取得（⑴⑨、⑩）に係る政令の内容

①　［同左］

②　政令で定める行為（⑴⑩関係）

「その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為」は、施行令第３条において、

ア　その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること

イ　位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること

ウ　その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第９号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の２に規定する自転車、同項第11号の３に規定する移動用小型車、同項第11号の４に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第１条第１号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れることとされている。